

消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第9回

家事審判



園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第6室 簡易裁判所判事

●家事審判事件

家庭に関する事項は、場合によっては、その法律的な規律について国家が後見的な役割を果たさなければならない場合も生じます。

例えば、認知症などの症状がある者が自己の財産を管理できないような状況にあり、必要のない高額のを買わされてしまうおそれがあるような場合、その者を保護するために、保護者として成年後見人を付する(民法8条)成年後見の制度が設けられています。

また、ある人が亡くなった場合、相続が開始し、亡くなった人(被相続人)に属していた財産や借金など一切の権利義務が、一定の例外を除き、包括的に相続人に帰属することになります(民法896条)、被相続人に多額の借金があることが分かったような場合、相続放棄の申述をすることができます(民法915条1項)。

なお、相続放棄は、相続人が相続開始を知った時から、3カ月以内にしなければならないとされていますが(同項)、相続人が相続財産はまったくないと信じていたために3カ月を経過しても、そう信じたことに相当の理由があれば、例外的に相続人が財産の全部又は一部の存在を認識するか、これを認識することができた時から3カ月の期間が始まるとされています(最高裁判所昭和59年4月27日判決『民集』38巻6号698ページ)。

そして、ある人が死亡した場合には相続が開始しますが(民法882条)、相続人らの間で遺産分割(民法906条～914条)に関して争いが生じた場合、それを解決する手段が必要となってきた

ます。このような場合に、訴訟という手続ではなく、非公開の手続で、事件の処理を進めていく手続が設けられています。

このような事件については、家事事件手続法(以下、家事法)の中で「家事審判事件」として定められています(家事法117条～243条)。

なお、家事審判は審判事項について具体的内容を定める処分であり、その前提となる権利義務の存否を確定するものではないため、その確定を求めて訴えを提起することはできるとされています(「夫婦間の協力扶助に関する処分」における夫婦同居義務について／最高裁判所大法廷昭和40年6月30日決定『民集』19巻4号1089ページ。「婚姻費用の分担に関する処分」における婚姻費用分担義務について／最高裁判所大法廷昭和40年6月30日決定『民集』19巻4号1114ページ)。

●家事審判事件の種類

家事審判事件の種類は、家事事件手続法の別表に定められており、別表第1に掲げる事件(家事調停をすることができない事件)(「後見開始」の事項は別表第1・1項。「相続放棄の申述の受理」の事項は別表第1・95項)と別表第2に掲げる事件(家事調停をすることができる事件)(「遺産の分割」の事項は別表第2・12項)があります。

別表第1の事件としては、「成年後見」「保佐」「補助」「不在者の財産の管理」「失踪の宣告」「婚姻等」「親子」「親権」「未成年後見」「扶養」「相続財産の保存」「財産分離」「相続人の不存在」「遺言」「遺留分」「戸籍法」「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」「児童福祉法」「生活保



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

護法等」「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」「破産法」「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」などについての事項があります。

別表第2の事件としては、「婚姻等」「親子」「親権」「扶養」「相続」「遺産の分割」「特別の寄与」「厚生年金保険法」「生活保護法等」についての事項があります。

●家事審判の申立て

家事審判の申立ては、申立書を家庭裁判所に提出してしなければなりません(家事法49条1項)。家事事件手続法別表第2に掲げる事項についての調停事件が調停不成立により終了した場合には、家事調停の申立時にその事項についての家事審判の申立てがあったものとみなされます(家事法272条4項)。

●家事審判の当事者

家事審判における手続行為能力については、民事訴訟法の規定が準用され(家事法17条1項)、未成年者や成年被後見人は、親権者や後見人等の法定代理人によらなければ手続行為をすることができないこととなりますが、後見開始の審判事件における成年被後見人となるべき者、夫婦間の協力扶助に関する処分の審判における夫及び妻、子の監護に関する処分の審判における子等については、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができるとされています(家事法118条・151条等)。

●家事審判における審理

家事審判においては、原則として、参与員の意見を聴いて審判をすることになります(家事法40条1項)。

家事審判の手続は、原則として、非公開で行われます(家事法33条)。家事審判を行う家庭裁判所は、職権で事実を調査し、申立てにより又は職権で必要と認める証拠調べをしなければならないとされています(家事法56条1項)。

家事事件手続法別表第2に掲げる事項につい

ては、家事調停ができる事項であり、それについての家事審判においては、手続の開始に当たって、合意管轄が認められており、家事審判の申立書の写しが原則として相手方に送付されることになっています(家事法67条・245条)。また、同別表第2の事項については、審理に当たって、原則として、当事者の陳述を聴かなければならないとされており(家事法68条)、審問期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、原則として、その期日に立ち会うことができるとされ(家事法69条)、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないとされています(家事法70条)。そして、原則として、相当の猶予期間を置いて審理を終結する日を定めなければならないとされ(家事法71条)、審理を終結したときは、審判をする日を定めなければならないとされています(家事法72条)。

●審判

前述の審理が行われた結果、最終的に、家庭裁判所で、審判という判断がなされます。

冒頭に述べた、後見開始の事項については、後見を開始すべきかについて判断がなされ、遺産の分割の事項については、遺産分割の具体的方法について判断がなされることとなります。相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述の受理は、申述書にその旨記載します。

この審判は、原則として、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知されることとなります(家事法74条1項。後見開始の審判は、成年後見人に選任される者にも告知されます[家事法122条3項1号])。審判は、原則として、審判を受ける者(数人あるときはそのうちの1人)に告知することによって効力が生じますが、即時抗告をすることができる審判については、



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

確定しなければ効力が生じません(家事法74条2項)。相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述の受理の審判は、その旨を申述書に記載した時に効力を生じます(家事法201条7項)。

●審判に対する不服申立て

審判に対しては、特別の定めがある場合に関り、即時抗告をすることができます(家事法85条1項)。例えば、後見開始の審判に対しては、後見開始の対象とされた本人、配偶者、四親等内の親族等の後見開始の審判の請求をすることができる者が、即時抗告をすることができますと定められています(家事法123条1項1号)。また、遺産の分割の審判については、相続人が即時抗告をすることができますと定められています(家事法198条1項1号)。

即時抗告をすることができる期間は、原則として、2週間です(家事法86条1項)。

●審判前の保全処分

家事審判事件では、審判が確定するまでの間に一定の時間がかかるため、審判手続で問題となっている財産が散逸したり、扶養料(扶養義務の履行として、扶養義務者から扶養権利者に支払われる金銭等)の請求をしている当事者が生活に困窮したりすることがあり得ます。そのため、本案(最終的に求める請求権についての訴訟等での請求)である家事審判事件が継続する家庭裁判所は、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずる審判をすることができます(家事法105条1項)。

例えば、後見開始の審判の申立てがあった場合、家庭裁判所は、審判前の保全処分によって、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができます(家事法126条1項)。そして、管理者の選任だけでは本人の処分権は残るため、特に必要があるときは、成年被後見人となるべき

者の財産上の行為につき、財産の管理者の後見を受けることを命ずることができます(家事法126条2項)。

また、遺産の分割の審判の申立てがあった場合も、家庭裁判所は、管理者の選任等の保全処分ができる(家事法200条1項)ほか、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができます(家事法200条2項)。

●家事債務の履行確保の制度

給付を命ずる家事審判は、執行力を有し、民事執行法による強制執行手続をとることが可能です(家事法75条)。しかし、家事審判で問題となる債務の額は少額であることも多く、強制執行では費用倒れになるおそれもあり、扶養料の支払などは迅速な履行を確保する必要もあります。そのため、低廉でかつ迅速に債務の履行を実現するための制度として、家事債務の履行確保制度が定められています(家事法289条・290条)。

履行確保制度の内容は、①履行状況の調査・勧告、②履行命令となります。

①履行状況の調査・勧告

家庭裁判所は、権利者の申出があるときは、審判で定められた義務の履行状況を調査して、義務者に対して、その義務の履行を勧告することができます(家事法289条1項)。

②履行命令

また、家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠った者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申し立てにより、義務者に対し、相当の期間を定めてその義務の履行をすべきことを命ずる審判をすることができます(家事法290条1項)。

この履行命令により義務の履行を命じられた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、10万円以下の過料に処することになります(家事法290条5項)。